

科学研究費助成事業（科学研究費補助金）研究成果報告書

平成 25 年 5 月 31 日現在

機関番号：34504

研究種目：基盤研究（B）

研究期間：2010～2012

課題番号：22330162

研究課題名（和文）首都直下地震の避難・疎開被災者の支援に関する研究

研究課題名（英文）Research on support of evacuation victim of capital inland earthquake

研究代表者

山中 茂樹（YAMANAKA SHIGEKI）

関西学院大学・災害復興制度研究所・教授

研究者番号：30411797

研究成果の概要（和文）：

本研究は、今後 30 年以内に発生するだろうといわれる首都直下地震において発生する膨大な避難者たちの行動を予測するとともに、その対応策を考えるのが目的であった。ところが、2011 年 3 月 11 日、東日本大震災が発生。加えて東京電力福島第 1 原発の事故で福島県民を中心に多くの強制避難・自主避難が生じた。そこで、同時進行している事象の実態把握と解析も進めた。3 年間の成果として、住民票を移さずに避難した人達の在留登録制度の新設や避難元自治体と避難先自治体が避難住民の名簿を共有する避難者台帳の整備、広域避難者の支援に充てるファンドの創設など多くの政策・制度を提案した。

研究成果の概要（英文）：

This project aims to predict the behavior of people evacuating in huge numbers in the event of a large-scale earthquake such as is presumed to eventually occur directly under the Tokyo metropolitan area within 30 years, as well as discuss how to deal with the situation. Their project research had just begun when on March 11, 2011 a major earthquake hit Japan's northeastern area, accompanied by massive tsunamis and a critical accident at the Tokyo Electric Power Company's Fukushima Daiichi nuclear power plant. Many people, mainly of Fukushima prefecture, either evacuated "voluntarily" or were forced to evacuate due to the nuclear power plant accident. So, the project's research group began trying to gain a better grasp of and analyze the actual phenomena that were simultaneously unfolding. As the project's achievements over the past three years, the research group presented many policy and institutional proposals, including: establishment of a new residence registration system; compilation of an evacuee register by which the local governments where evacuees stay and evacuees' home local governments can share the register of evacuees by cloud computing; creation of a fund to support "wide-area evacuees".

交付決定額

（金額単位：円）

	直接経費	間接経費	合計
2010 年度	1,900,000	570,000	2,470,000
2011 年度	3,600,000	1,080,000	4,680,000
2012 年度	1,700,000	510,000	2,210,000
総計	7,200,000	2,160,000	9,360,000

研究分野：社会科学

科研費の分科・細目：社会学、社会学

キーワード：広域・長期避難、原発避難、首都直下地震、阪神・淡路大震災、東日本大震災

1. 研究開始当初の背景

1995年の阪神・淡路大震災、2000年の三宅島噴火災害、同年の有珠山噴火災害と大きな災害が起きるたび、多くの広域・長期避難者が生じ、「戻りたいけれど、戻れない」という状況が生まれた。しかし、わが国には、広域避難者を支援する法的・社会的システムがきわめて乏しい。近い将来に起こりうるとされている首都直下地震や東海・東南海・南海地震では、これまでにない規模で長期・広域避難者が発生すると考えられる。災害に起因する長期避難は、失職や家族離散、果ては自身のアイデンティティ喪失にまで及び、他方では被災地域の人口流出の加速を招く。とりわけ、今後30年以内に発生するだろうと言われる首都直下地震については、理学系の研究は進んでいるものの、震災時の人間の行動、行政の対応など、社会・人文系の研究蓄積が少ない。現在、首都直下地震が起れば、行政や企業は事前に策定したBCP（事業継続計画）に従って首都の機能を維持することになっている。しかし、組織単位の防災・復興計画や定量的な被害想定はあるものの、個々の被災者に視点を合わせたリアルな行動把握はない。国の被害想定でも疎開者数は1カ月後で140万人、1年後でも91万人とされている。BCPを支えるのは人々である。その意味から、被災者の動態を定性的に捉えることが、BCPの実現可能性や避難支援策を考えるうえでも急務である。

2. 研究の目的

そこで、「法制度」「災害史」「災害社会学」「災害情報」と異なる切り口から災害研究という共通のプラットフォームにいる研究代表者たちが、関東大震災や阪神・淡路大震災を手がかりに、首都圏で生じる膨大な避難者たちの行動を予測するとともに対応策を考えるのが本研究当初の目的であった。

ところが、研究初年度の2011年3月11日、東日本大震災が発生し、東京電力福島第1原子力発電所の事故で多数の避難者が出た。現実には長期・広域避難者が多数発生し、全国的に受け入れ支援をめぐる混乱が生じている以上、これから発生する首都直下地震対応は、研究の後景に引かざるを得ず、急きよ、原発避難者支援に研究の大半を振り向けた。研究期間内に当面の支援策について政策提言することを第1の目的とし、あわせて首都直下地震にフォーカスした基礎的研究も積み重ねるといった複線的な研究方針で臨んだ。

3. 研究の方法

首都直下地震に関しては、首都の災害とし

て前例となる関東大震災、近年、大量の県外避難者を出した阪神・淡路大震災、全島避難の村民を大量のパソコンでつなぐという電脳三宅島の構築を模索したことで知られる三宅島噴火災害をベースに、6つのアンケート調査と関東大震災にかかわる行政資料の発掘により研究を進めた。

原発避難の問題については、福島大学災害復興研究所、「東日本大震災支援全国ネットワーク（JCN）」「福島の子もたちを守る法律家ネットワーク（SAFLAN）」と連携し、全国的調査や全国各地で開催されたJCN広域ミーティングでのヒアリングを軸に研究会を開催し、法制度・社会システム面での支援策をまとめ、政策提言にこぎつけた。

実施したアンケートは次の通りである。

(1) 三宅島噴火災害における避難生活と情報提供に関する調査

・調査年月：2010年11月・調査方法：質問紙郵送・調査対象者：914人・対象者抽出：東京三宅島・御蔵島版(2009年12月)使用。
・有効回答数：295(回収率32.2%)

(2) 双葉地方の住民を対象にした災害復興実態調査

・実施主体：福島大学災害復興研究所・対象：福島県双葉8か町村避難者・調査方法：町村の広報と同時郵送・調査時期：2011年9月—10月・対象数：28184人・回収数：13576人(回収率48.8%)

(3) 広域避難者支援団体実態調査

・調査期間：2011年12月—2012年1月・調査対象：全国175団体・回収数：79団体(回収率45.1%)

(4) 広域避難者受入自治体悉皆調査

・調査期間：2011年12月—2012年1月末・調査方法：質問紙郵送・調査対象：被災3県(岩手・宮城・福島)を除く、全国44都道府県・1615市区町村・回収数(回収率)：39都道府県(88.6%)876市区町村(54.2%)

(5) 東京都民疎開意識調査

・調査年月：2012年1月14日—16日・調査方法：webによるオンライン調査・調査対象：(株)サーベイリサーチセンターの調査モニター(都内在住者)・回収数：1656票(男女、20歳~79歳、出身道府県・地域ブロック区分を基本に、目標回答者数を設定し、スクリーニング調査を行い、回答者数を得た。

(6) 首都直下地震にかかわる疎開意識調査

・調査期間：2013年2月1日—18日・調査対象：東京都墨田区住民・調査方法：エリアサンプリング留置法(10地点40サンプル)・回収数：400

4. 研究成果

次のような政策提言を公開セミナー、報告書等で発表した。

(1) 広域避難者全般への対応

①基本的な対応

【実態の把握】

阪神・淡路大震災や東日本大震災では、多くの被災者が全国に避難したが、現在の支援制度は属地主義となっており、広域避難者は支援の谷間に落ち込んで、どこにも把握されていない漂流被災者となるケースが少なくない。とくに原発事故による自主避難者は、その実態さえ定かでない。

東日本大震災で、総務省は、全国避難者情報システムを初めて採用した。しかし、本人の届け出制としたため、重複や漏れがあって実態との間に乖離がある。

■提言：地域外居住が長くなる広域避難者については、被災自治体だけで対応するには限界がある。今後、首都直下地震や東海・東南海・南海地震の発生が予想され、これまで以上に広域避難者が出現する恐れがある。そこで、全国の自治体サーバーをネットワーク化し、広域避難者を多角的に把握、追跡する「被災者台帳」などのシステム整備が急務である。国は総務省・内閣府・厚労省・復興庁などによるシステム構築のためのプロジェクトチームを早急に立ち上げるべきである。

【名簿の共有】

今回の東日本大震災で、広域避難者を受け入れた自治体はさまざまな支援策を実施した。また、民間の支援団体も500を超え、原発事故で避難した人を支援するネットワークは全国に広がった。しかし、支援にあたって障害となったのが避難住民の個人情報問題である。避難先自治体と避難元自治体、受入自治体と支援団体、受入自治体と避難者間で、名簿を共有することがネットワークを形成するうえで必須だが、まだまだ情報の提供は一部の自治体にとどまっている。

■提言：各自治体が個人情報の審議会にかけ、個別に公開を認める方式はあるが、大半の自治体は名簿公開に消極的である。そこで、東京都渋谷区のように、震災対策総合条例を設け、個人情報保護条例の除外規定を設けるなどの措置が国法レベルでも必要である。

a) 被災自治体と避難住民を受け入れた自治体との間で名簿等を共有するためのルール化を検討する。

b) 支援団体と受け入れ自治体の間で支援業務の分担・補完のための名簿共有についてルール化を図る。

【健康の管理】

今回の原発事故で、低線量被曝した地域は福島県のみならず、関東一円に広がる。この低線量被曝を恐れ、全国各地に避難した母子

や妊婦も少なくない。子供を持つ親の心配は募る一方にもかかわらず、専門家の意見はさまざまで何を信用すればよいのかわからない状態となっている。心配は福島県の居住者にとどまらないだけに、腰を据えた経過観察が求められている。

■提言：2011年度に被曝線量が年平均1ミリシーベルトを超えた地域に居住していた未成年者全員に次の措置を執るべきである。

a) 「放射線健康管理手帳」を交付する。

b) 管理手帳所持者に対しては、定期的な健康診断を国の責任において実施する。

c) 管理手帳所持者に対しては、全国どの地域でも同一内容の診断が受けられるようにする。

d) 健康情報は福島県内の機関で集中管理できるシステムを構築するとともに、受診料の減免、健診内容の統一、診断結果の分析、本人への告知方法、異常があった場合の治療などの具体的な支援プログラムを「原発事故子ども・被災者支援法」(略称)のもとに練り上げる。

②県外避難者への対応

【リエゾンオフィサーの配置】

阪神・淡路大震災では、情報の途絶が県外に避難した人たちとふるさととの絆を絶やす原因となった。現在、福島県では大型量販店に「ふるさと絆情報ステーション」を設置、避難を強いられている自治体からの情報などを掲出、展示することを計画している。一方、東日本大震災における被災者支援活動に携わるNPO、NGO、企業、財団、社団、協議会、機構などのセクターをつなぐ災害支援のためのネットワーク組織として結成された「東日本大震災支援全国ネットワーク」(JCN)は、全国各ブロック単位にハブとなる支援団体を見つけ、ハブ団体を核にして、さらにブロック内のネットワークをつくる構想を練っている。とはいえ、ネットワークの基本は顔の見える関係を築くことである。同郷者グループの結成を手助けするシステムが必要と考える。

■提言：避難先ごとに福島県人会を組織し、このうち数人を福島県や避難元自治体とのリエゾンオフィサー(連絡官)として採用する。雇用対策にもなるうえ、将来、避難先で自立していく人たちの支えともなる。

【ふるさと県民制度の新設】

阪神・淡路大震災では情報過疎から「戻りたいけど戻れない」という県外避難者を多く出した。この反省から、行政の指示・自主的な避難を問わず、福島県内外に避難した人たち全員を対象に「ふるさと県民カード」を交付し、被災者が制度の狭間で漂流しないような仕組みをつくるべきである。県民カードは、いわば「ふるさと納税制度」の逆バージョン、原発事故で人生の軌道を狂わされたことへ

の証明であり、福島県が決して見捨てないという決意表明でもある。

■提案：住民票が福島県内にあるかどうかは問わない。本人がカードの停止・打ち切りを求めない限り効力を持ち続ける。カード所持者には、福島県やかつて居住していた市町村の広報、子どもの在籍していた学校の学級通信などが定期的に配信するような仕組みを考えるべきである。

【準市民・在留登録制度の導入】

阪神・淡路大震災では、住民票を移さずに避難した多くの人は、災害救助法の適用期間が切れるなど一定期間が過ぎると避難先での公的支援を受けられなくなり、公営住宅からの退去を余儀なくされた。その時点で、もとの居住自治体とのつながりも切れ、「漂流被災者」となる事態がみられた。東日本大震災の県外避難者の中にも住民票を移すことで賠償や各種の支援を受けられなくなるのではと懸念する一方、避難者を受け入れた自治体は各種サービスにかかった費用を国がどこまで弁償してくれるのか、不安を抱えながらの支援となっている。そこで、いずれはふるさとへ帰りたいと考えている避難者たちが支援の網から漏れることのないよう、それらなるべく負担を感じないで支援が受けられる措置が必要である。

■提案

a) 原発避難者特例法の改正（適用拡大）

2011年8月に施行された原発避難者特例法は、要介護認定や予防接種、児童扶養手当など219の行政サービスについて、福島県からの避難者を受け入れた自治体が行政サービスにかかった諸費用を国に直接請求できるようにした制度である。ただ、対象になる避難者の出身区域は福島県いわき市▽田村市▽南相馬市▽川俣町▽広野町▽楡葉町▽富岡町▽大熊町▽双葉町▽浪江町▽川内村▽葛尾村▽飯館村の13市町に限られており、自主避難者は対象外。また、適用は原発事故に限られており、火山災害や津波災害は想定していない。そこで、原発避難者特例法を災害全般に拡大、災害避難者特例法とし、「地域外居住被災者」すべてを対象とする法改正を行う。

b) 在留登録制度（準市民制度）の創設

住民票を移していない避難者については、特別法を制定して外国人登録のような在留登録制度（準市民制度）を創設。市民と同様の行政サービスが受けられるようにする。

③「自主避難者」への対応

【災害救助法の改正】

a) 適用条件に環境汚染を追加

b) 県外居住被災者の概念導入

■提案：災害救助法の適用条件に「原子力関連施設や化学工場等の事故で地域が汚染、もしくは汚染される恐れがあるとき」を加え、

救助法適用地域から避難した人は「地域外居住被災者」として、被災証明が発行されるようにする。

c) 選択的避難の権利（環境汚染の場合）

「福島の子どもたちを守る法律家ネットワーク（略称 SAFLAN）」の主張する、一定地域の追加被曝線量が、設定線量を超えた場合、政府が「選択的避難区域」に指定、支援策を講じる。

(2) 原発避難者援護会の創設

①原発避難者臨時措置法の制定

②原発避難者復興支援基金の造成

③援護会ネットワークの整備

現在、議論されているのは、せいぜい災害救助法が適用されている期間の支援策である。今後は、東電の賠償問題がクローズアップされてくるだろう。しかし、原発事故の補償で、この問題が終わるわけではない。賠償は過去の償いに過ぎない。賠償の次のステップとして、人生の軌道を狂わされた人たちの再出発、再起を支える仕組みをつくらなければならないだろう。

■提案：昭和30年代の初め、大量の炭鉱離職者が出ることから、炭鉱離職者の再就職や生活の安定を図るため、炭鉱離職者臨時措置法が制定され、この法律のもと「炭鉱離職者援護会」が設置された。この法律を下敷きにした「原発避難者臨時措置法」の制定と「炭鉱離職者援護会」や森永ヒ素ミルク事件での「ひかり協会」をモデルにした「原発避難者援護会」を国や東電、電気事業連合会の出資で設立し、原発避難者の支援に当たらせる。

主な支援内容としては a) 再就職の斡旋 b) 職業訓練 c) 住宅支援 d) 健康管理事業 e) 保育支援 f) 生活支援などが考えられる。

援護会の設置は時限立法になるだろうが、最低でも10年は必要である。生活支援の制度設計にあたっては「平成3年雲仙岳噴火災害に係わる食事供与事業」や「三宅村災害保護特別事業」など、これまで実施された長期避難者に対する生活支援事業を参考に算定する。

(3) 二地域居住制度の創設

政府は当初、居住に適さないとして警戒区域を設定、もしくは避難を指示した計画的避難区域や緊急時避難準備区域を順次、「帰還困難区域」「居住制限区域」「避難指示解除準備区域」に再編成し、帰ることが可能な地域を増やして行こうとの構想を進めつつある。しかし、この方式は、帰還先発組が回りの除染が十分済んでいない、あるいはインフラ等の回復も完全でない地域のまっただ中で孤立する危険性をはらんでいる。

一方、広域避難者には家族離散の母子が多く、就業・生活・健康管理に不安を抱えている。このままでは、除染地域に「何としてでも帰る人たち」と「帰ろうとはしない人たち」

との間にある溝は決して埋められることはなく、固定化され、分断化される恐れさえある。そこで、広域避難した人たちの支援と同時に避難した人たちが故郷に戻れるような環境づくりも考えなければならない。さまざまところで議論されているのが、福島県内の被曝線量が低い地域に新しい居住地を設ける案だ。「セカンドタウン」「仮の町」「町外コミュニティ」などと呼ばれており、使う人によってイメージが異なるだけに概念の整理と実現のための制度設計が必要である。

①二地域居住実現に向けた特例措置

■提案

a)「セカンドタウン方式」：いわば領土割譲である。新たな自治体の建設で、ほかの考え方とは法制度面でも町の運営面でも大きく立場を異にする。戦後、我が国では合併の失敗による分割はあっても、すでに境界が確定している自治体の一部を割いて新たな自治体をつくった前例はない。それだけに新たな立法が必要となる。例えば地方自治法に「分割自治区」という新たな特別地方公共団体の制度を設ける。もちろん、分割する自治体に迷惑をかけないように山林原野を切り拓いてニュータウンをつくるか、すでに開発されてはいるが利用されていない遊休地を利用することになる。ニュータウンの建設には津波防災地域づくり法を活用してインフラを整備し、住宅は災害復興公営住宅で建設する。一方、国は汚染され、住めなくなっている元の町を借り上げ、その支払うべき賃料を、分割自治区を受け入れた自治体に交付する。いわば分割される自治体への迷惑料である。元の町（ファーストタウン）へ帰られるようになって、セカンドタウンが無人のデッドストックとならないよう半永久的に2地域居住とする。

b)「仮の町方式」：こちらはニュータウンを造成するものの、地方自治法上の自治体ではない。あくまで受入自治体の地域内に間借りをする格好である。従って、ファーストタウンの除染が済めば、帰ることになる。ゴミ処理や上下水道などは、間借りしている自治体に使用料等を支払うことになる。一部事務組合や広域連合の手法で行政事務を処理する方法もある。

c)「町外コミュニティ方式」：三宅島噴火災害の折、東京都に分散避難した島民たちが、次第にロコミで島民が多く住むエリアに集まってコロニーをつくった方式を人為的に創出する方式である。この場合、既存の町並みを活用するため、復興公営住宅を限定的に集中建設するだけで実現は可能である。

d)「地域自治区方式」：帰還困難区域については隣接の南相馬市やいわき市などと合併し、合併特例法に基づく「地域自治区」として旧町名を維持する。元の地域は当面住めな

いため、合併先の街に住居を構え、何十年先かに帰還可能となれば、合併を解消して、元の自治体に戻るという方式である。この場合、現行法を適用するので、比較的、実現が容易だが、分離のための制度が新たに必要となる。

②町の経営

自治体の避難が長くなれば、自治体の経営についても特別な措置が必要になってくる。以前のようにフルスペックの町をつくることは困難と考えられるだけに固定資産税や住民税が大幅に減収する。減収補てん債の発行や特別交付税での措置にしても長期にわたっての手立てとしては適当ではない。いずれにせよ、新たな財源を見つけることが必要となる。そこで、セカンドタウンにせよ、仮の町にせよ、避難自治体が、受け入れ市町村と一部事務組合や広域連合を組織し、共同して自治体を経営する方法も検討の価値はある。

③土地の手当て

セカンドタウンや仮の町を建設するには、ある程度、まとまった土地が必要である。しかし、一筆ずつ土地を借り上げていくのは事実上困難だ。そこで、多くの地主に土地を提供してもらい、その地主たちを株主とした「土地保有株式会社」を設立して疎開自治体が一括借り上げをし、ニュータウンを建設する。一カ所でまかなえない場合は、「分散自治体」とする。町の建設に当たっては、津波防災地域づくり法を読み替えてインフラを国費で整備する。借り上げ費用は、東電が汚染地域内の宅地・農地を借り上げて支払う賃料を当てる。住民には原発避難者特例法を適用する。また、町づくり会社を自治体がつくり、発生する行政サービスをこの会社に任せ、被災者を雇用する。何十年か後、徐染がすでに元の町へ戻る場合、セカンドタウンをデッドストックにしない方法をあらかじめ考えておくため、検討会を立ち上げる。

④寄留農園・寄留漁業による生業支援

仮の町では、一次産業への対応が困難だ。そこで、近隣県の休耕田を福島県が借り上げ、寄留農村を建設する。借り上げ費用は、東電が汚染農地を借り上げた費用で相殺する。漁業者も全国で似通った漁法の漁港に寄留し、当面、その海域で間借り漁業を行う。

5. 主な発表論文等

(研究代表者、研究分担者及び連携研究者には下線)

〔雑誌論文〕(計29件)

①山中茂樹、棄民から帰民へ—国家のメルトダウンを許すな—、生活協同組合研究、査読無、Vol.439、2012、pp.5-16

②山中茂樹、「棄民」をつくらない総合的支援対策を構築せよ・戻る人・戻らない人・双方の人権尊重を考える、災害復興研究、査読無、4号、2012、pp.3-14

- ③北原糸子、安政の津波と地震、歴史と地理、査読無、660号、2012、pp.1-15
- ④北原糸子、江戸の災害、東京の地震、HUMAN、査読無、4号、2012、pp.36-51
- ⑤北原糸子、災害史研究の現状と課題、歴史学研究、査読無、898号、2012、pp.169-177
- ⑥北原糸子、関東大震災における避難者の動向—震災死亡者調査票の分析を通して、災害復興研究、査読無、4号、2012、pp.43-51
- ⑦北原糸子、関東大震災の被災者の動向、日本史研究、査読無、598号、2012、1-26
- ⑧田並尚恵、東日本大震災における県外避難者への支援—受入れ自治体調査結果から、災害復興研究、査読無、4号、2012、pp.15-24
- ⑨田並尚恵、県外避難者への支援とその課題、21世紀ひょうご、査読無、12号、2012、pp.36-43
- ⑩山中茂樹、基礎自治体はしっかりした復興ビジョンを 東日本大震災からの復興を考える、月刊自治研、査読無、Vol.53no.626、2011、pp.24-29
- ⑪山中茂樹、被災地域の再興は停滞、人口減少が急激に進む、リベラルタイム、査読無、第11巻第10号通巻第125号、2011、pp.22-23
- ⑫山中茂樹、漂流し疎外される被災者を生まない、週刊エコノミスト、査読無、4月5日号、2011、p.42
- ⑬山中茂樹、パンドラの箱に「希望」は残っているのか—東日本大震災に立ち向かうニッポンの混沌—、自治労通信、査読無、9月号、2011、pp.14-17
- ⑭山中茂樹、復興リベリズムに裏打ちされた災害対応を一逆回り災害サイクルからの発想、災害復興研究、査読無、3号、pp.1-10
- ⑮北原糸子、関東大震災の避難民—地方の行政資料から、災害復興研究、査読無、3号、2011、pp.141-164
- ⑯北原糸子、東京市政調査会作成の関東大震災避難者カードについて、京都歴史災害研究、査読無、12号、2011、pp.23-30
- ⑰田並尚恵、域外避難者に対する情報提供—三宅島噴火災害の避難者調査を中心に、災害復興研究、査読無、3号、2011、pp.167-175
- ⑱田並尚恵、域外避難者への支援、ぎょうせい災害対策全書③、査読無、2011、pp.142-145
- ⑲田並尚恵、阪神・淡路大震災の県外被災者の今—震災から15年、災害復興研究、査読無、2号、2010、pp.143-159

〔学会発表〕(計6件)

- ①山中茂樹、二つの大震災における弱者保護—阪神淡路から東日本へ経験はどのように伝えられたか、第23回国際開発学会、2012年12月1日、神戸大学
- ②山中茂樹、田並尚恵、他、広域避難分科会パネリスト、2012年日本災害復興学会福島大会、2012年10月7日、コラッセ福島

- ③山中茂樹、「棄民」をつくらない総合的支援対策を構築せよ、日本地方財政学会第20回大会、2012年5月19日、立命館大学衣笠キャンパス
- ④山中茂樹、復興の分水嶺迎えた東日本大震災—見分ける 良い復興 ダメな復興、生活経済学会関西部会2011年度第2回研究大会、2011年12月3日、関西学院大学
- ⑤田並尚恵、阪神・淡路大震災と県外居住被災者、日本災害復興学会、2011年10月8日、明治大学
- ⑥山中茂樹、東日本大震災—これまでの課題 これからの課題、環境科学会、2011年9月8日、関西学院大学

〔図書〕(計9件)

- ①山中茂樹、北原糸子、田並尚恵、森康俊、関西学院大学出版会、震災難民—原発棄民1923-2011、2013、122
- ②北原糸子、他監修、東京防災救急協会、関東大震災、2013、120
- ③北原糸子、他、吉川弘文館、日本歴史災害事典、2012、838
- ④山中茂樹、河出書房、漂流被災者 「人間復興」のための提言、2011、171
- ⑤北原糸子、朝日新聞出版、関東大震災の社会史、2011、370
- ⑥北原糸子、吉川弘文館、写真集関東大震災、2010、418

〔その他〕

ホームページ等
<http://www.fukkou.net/>

6. 研究組織

(1) 研究代表者

山中 茂樹 (YAMANKA SHIGEKI)
 関西学院大学・災害復興制度研究所・教授
 研究者番号：30411797

(2) 研究分担者

北原 糸子 (KITAHARA ITOKO)
 関西学院大学・災害復興制度研究所・研究員

研究者番号：20460131

田並 尚恵 (TANAMI HISAE)
 川崎医療福祉大学・医療福祉学部・准教授
 研究者番号：90351957

(3) 連携研究者

森 康俊 (MORI YASUTOSHI)
 関西学院大学・社会学部・准教授
 研究者番号：00313065